

長岡京市新生児聴覚検査実施要綱

(目的)

第1条 聴覚障がい、早期発見・早期療育により、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象に、新生児聴覚検査に要する費用(以下「検査費用」という。)の一部を助成するとともに、新生児聴覚検査(以下「検査」という。)の普及啓発を行うことを目的とする。

(実施方法)

第2条 検査は、委託方式で行い、長岡京市が委託契約を締結した医療機関・助産所(以下「指定医療機関等」という。)で実施する。ただし、指定医療機関等での受診が困難な新生児にあつては、新生児の保護者(日本国内の医療機関で受診する者に限る。)に受診費用の助成を行うものとする。

(検査対象者)

第3条 この検査の対象者は、長岡京市に住民票を有する(予定を含む。)新生児とする。ただし、次の各号に該当する者については、その限りでない。

- (1)長期入院が必要等の何らかの理由で、新生児期に受検できなかった者
- (2)その他市長が必要と認める者

(検査項目及び助成金)

第4条 検査項目及び第2条ただし書きの規定による助成金の額は、別表に定めるとおりとする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、指定医療機関等で検査を受ける新生児の保護者に対しては、妊娠届出書又は妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査受診券交付申請書提出時に、長岡京市新生児聴覚検査同意書兼受診券(様式第1号。以下「受診券」という。)を1枚交付し、多胎妊娠の妊婦に対しては、新生児数に合わせて受診券を交付する。ただし、指定医療機関等以外で検査を受ける新生児に対しては、受診券及び長岡京市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書(様式第2号。以下「助成金交付申請書」という。)を交付する。

2 紛失又は破損等により、受診券の再交付を必要とする場合は、妊産婦健康診査及び新生児聴覚検査受診券再交付申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(受診券の提出)

第6条 新生児の保護者は、検査を受ける際、指定医療機関等に受診券を提出するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第7条 指定医療機関等は、委託料の請求を行うときは、前条の規定により受け付けた受診券を請求書に添付し、翌月10日までに市へ提出するものとする。

2 市は、請求書の内容を審査し、適当と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(指定医療機関等以外での検査への個人助成)

第8条 市長は、第2条のただし書きの規定により、新生児が指定医療機関等以外で検査を受けた場合について、その経費に対し、新生児聴覚検査助成金を交付する。

(助成対象経費)

第9条 前条の規定による助成の対象となる検査は、第4条の規定に準じる。ただし、必要書類の発行等に要した費用は対象外とする。

(助成金額)

第10条 助成金の額は、検査にかかった実費と第4条に規定する助成金のいずれか低い方の額とする。

(助成金の申請)

第11条 助成金を受けようとする、指定医療機関等以外で検査を受けた新生児の保護者は、第5条第1項の規定により交付された助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、検査を受けた日から起算して1年以内に、市長に提出しなければならない。

(1)検査の結果が記載された母子健康手帳

(2)検査に係る自己負担費用の領収書

(3)その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第12条 市長は、前条に規定する助成金交付申請書を受理した時は、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認められた時は、長岡京市新生児聴覚検査費用助成金交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

2 前項に定める交付決定通知をもって長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)第9条の確定通知とみなす。

(交付)

第13条 市長は、前条に規定する交付決定通知後、長岡京市会計規則(平成17年長岡京市規則第26号)第36条第2項の規定に基づき、当該通知者に対し、交付請求書の提出を待たず助成金を交付する。

(交付取消)

第14条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成を受けたことが判明したときは、当該交付決定を取消し又は変更することができる。

(助成金の返還)

第15条 前条の規定により交付取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(延滞金)

第16条 前条の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第15条の規定を適用する。

(検査結果の保管)

第17条 指定医療機関等は検査結果を受診券に記載のうえ、市長へ報告するものとし、市長はこの報告に基づき健診結果を「NIGHTSシステム」に登録保管する。

2 指定医療機関等以外で受診した検査結果については、前項を準用する。

(関係機関との連携)

第18条 この事業の実施に当たっては、一般社団法人京都府医師会、指定医療機関等その他の関係機関と十分に連携を図るものとする。

(新生児聴覚検査の普及啓発)

第19条 市長は、先天性難聴等の聴覚障がい早期発見及び早期療育を図るため、新生児聴覚検査に係る普及啓発を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和5年4月1日以降に出生した児に適用する。